

副 本

令和元年(ワ)第172号, 令和3年(ワ)第181号, 令和5年(ワ)第290号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 金 井 豊 外2名

令和6年5月29日

弁論の更新に当たっての意見書

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



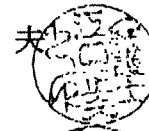
同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

八 木 宏



同

川 島 慶



被告ら及び補助参加人は、令和6年6月5日開催予定の第18回口頭弁論で弁論の更新がなされるに当たって、訴訟進行に関する意見について、以下のとおり申し述べる。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。また、引用文中の太字強調は引用者による。

1 はじめに

本件訴訟は、会社法360条に基づく株主差止訴訟であり、要件事実は、取締役が「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある」こと、「当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある」¹ことの2つである。

そして、経済活動の自由、私的自治を原則とするわが国の法制下においては、私人の行為に対する事前介入は慎重に判断されなければならない²。

この点、原告らは、「法令」として、善管注意義務及び忠実義務（民法644条、会社法355条）を挙げるが、善管注意義務及び忠実義務の観点からすれば、本件原子力発電所の再稼働は、圧倒的多数の株主の支持を得、かつ、国の方針に沿った合理性を有する経営方針であるから、株主総会決議を遵守する義務（会社法355条）を負う被告ら取締役にあつては、株主総会において承認された

¹ 「監査役設置会社（略）において、株主による差止めが認められるのは、当該行為によって『回復することができない損害』が生ずるおそれがある場合に限られる。本来会社が判断すべきことに株主が介入することは最小限におさえるべきだからである。」（神作裕之ほか編『会社法判例百選 [第4版]』121頁 [小柿徳武]）

² 「経営判断については、取締役・執行役の広い裁量が認められるべきであるから、その判断が善管注意義務に違反するとして差止請求が認容される場合は限定的となろう。」（田中亘『会社法 [第4版]』[東京大学出版会・2023] 376頁）

経営方針に従う義務があり、これに反することこそが善管注意義務及び忠実義務ひいては法令に違反することとなる。

2 被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」がないこと

原告らは、令和元年6月18日付け訴状第2の2(1)において、「原発事故のリスク」を理由に、被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」がある旨主張するようである。

しかし、原子力発電所を設置、運転する事業者の取締役には課せられた義務の履行は、安全性に関する法令、規則類を遵守し、専門家の判断、見解、監督官庁の指導等を踏まえて、適法かつ適切に業務を遂行することにより尽くされるものである³（東京高等裁判所平成11年3月25日判決・判例時報1-686号33頁参照）。

この点、令和4年6月15日の第10回口頭弁論で示された「裁判所の見解」においても、「原子炉施設の健全性についての判断は、（代表）取締役自身が必ずしも必要とされる専門的・技術的知識、経験の全般にわたってこれを具有することは期待し得ないから、社内の専門家や社外の信頼すべき公的専門機関等の意見などを尊重し、これに依拠して業務を執行することが必要であり、かつ、それらを信頼して業務の執行に当たる場合には、特段の事情のない限り、善管注意義務を尽くしていると解し得るところ、新規制基準が、福島第1原子力発電所事故を踏まえ、これと同程度の事故の発生の危険

³ 「取締役自身は、経営の専門家であって、技術者ではない。取締役自身が高度に技術的な判断を自らすることを期待されているわけではない。むしろそのような高度に技術的な事項については、その専門家の意見を聞くなど十分な情報を得て、経営的な判断をすることが適切なプロセスであるといえる。（略）原子力発電所の運転に関しては、その安全性の確保のため、法律により原子力安全委員会や資源エネルギー庁などの（引用者注：所管官庁は当時）公的専門機関のチェックを受ける仕組みとされている。このように安全性のチェックのための手続が法律で定められており、その手続及び結果にしたがっている場合には、それはまさに法律通りの経営判断であり、それが違法であるとされることは原則としてあり得ない。」（乙143：中村直人・別冊商事法務210号〔1998〕215頁）

性がないようにするために考慮された基準とされる以上、それに従い再稼働の判断をするというのであれば、取締役としては、基本的に会社法360条の要件としての善管注意義務を果たしていると評価し得ることになると考えられる。」とされたところである。

被告らは、原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査等の手続を適法に実行しており⁴、今後、各専門分野の学識経験者等を擁する同委員会の科学的、専門技術的知見に基づく判断を踏まえて本件原子力発電所の再稼働の可否を判断することとしているのであるから、善管注意義務及び忠実義務を尽くしており、何ら「法令若しくは定款に違反する行為」はない。

3 補助参加人に「回復することができない損害が生ずるおそれ」がないこと

(1) 「回復することができない損害が生ずるおそれ」について

原告らは、訴状第3の2において、「重大事故発生時の損害」等として、再稼働した本件原子力発電所において重大な事故が発生すれば、周辺住民に損害が発生し、これに対する賠償により補助参加人会社の財産に「回復することができない損害」が発生する旨主張するようである。

この点、これまでに本件訴訟を担当した御庁のいずれの裁判体からも、原告らの求釈明のうち本件原子力発電所の安全性に関わるものについて、被告ら及び補助参加人に回答を指示され（前々任裁判

⁴ 山中伸介・原子力規制委員会委員長は、令和5年3月17日の参議院環境委員会において、同月3日の審査会合で本件原子力発電所の新規制基準適合性確認審査のうち敷地内断層に係る審議が完了し、敷地内断層が新規制基準にいう「将来活動する可能性のある断層等」に該当しないとの判断が示されたことについて、「明確な証拠により活動性評価を行った結果、審査会合において事業者の活動性評価がおおむね妥当であることを確認をいたしました。（略）北陸電力が時間を掛けて真摯に取り組んだものと認識しております。」と述べている（<https://kokkai.ndl.go.jp/lxt/121114006X00320230317/128>）。

体における第4回口頭弁論（令和2年12月9日）及び前任裁判体における第10回口頭弁論（令和4年6月15日）、その上で、御庁からは、第10回口頭弁論において、本件訴訟における「回復することができない損害が生ずるおそれ」とは、「本件原子力発電所に関していえば広範囲に放射性物質を飛散させる事故（すなわち重大事故）発生のおそれをいうものと解される。」とする「裁判所の見解」が示されたところである⁵。

そもそも、原子力発電所の稼働に当たっては、広範囲に放射性物質を飛散させる事故（すなわち重大事故）が発生することのないよう、原子力規制委員会による厳格な規制がなされているところ、本件原子力発電所については、現在、原子力規制委員会による新規制基準適合性確認審査が継続中であって、被告ら及び補助参加人は、同審査に合格した場合に限って本件原子力発電所を再稼働するものであるところ、後記(2)で述べるとおり、新規制基準適合性確認審査に合格してもなお重大事故発生の具体的危険性があるとの事実は何ら主張、立証されておらず、補助参加人の財産に「回復することができない損害が生ずるおそれ」があるとは認められない。

(2)「裁判所の見解」における指摘事項について（「特段の事情」がないこと）

原告らは、「裁判所の見解」において、「原告らにおいて、それでもなお、被告らに、本件原子力発電所の再稼働につき会社法360

⁵ 「回復することができない損害が生ずるおそれがあるか否かは、個別具体的な場合に応じて、当該行為と会社の規模、業種、経営状況等に応じて具体的に判断せざるを得ないことになる。」（新谷勝『会社訴訟・仮処分の理論と実務 [増補第3版]』 [民事法研究会・2019] 617頁）

⁶ 「『会社に回復すべからざる損害』とは、事後的な損害賠償請求により賄えない損害と解することもできるが、むしろ、会社を破綻せしめるような損害と解することが合理的であろう。」（乙170：森本滋・商事法務1574号 [2000] 66頁）

条の要件としての善管注意義務違反，すなわち，特段の事情があるというのであれば，本件原子力発電所において，新規制基準の適合性等が確認されてもなお重大事故が発生し得る危険性が具体的にあり得ることを，主張立証する必要がある」と指摘されたにもかかわらず，この点に関する十分な主張，立証を行っていない。

すなわち，原告らは，原子力規制委員会の制定した新規制基準が不合理である，あるいは新規制基準の対象となっていない事項（武力攻撃や発電所外の災害対策）に係る危険性があるなどと主張するが，かかる原告らの主張は何ら理由がないことは，これまで被告ら及び補助参加人の各準備書面で明らかにしたとおりである。

そもそも，本件訴訟は，人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟ではなく，会社法に基づく取締役の違法行為差止訴訟であるところ，取締役は，経営の専門家ではあっても，必ずしも機械工学，地震学，耐震工学等の高度の科学技術に対する知見を有することが求められていないのであるから，取締役の善管注意義務及び忠実義務は，新規制基準に適合させるよう適法かつ適切に業務を遂行することにより尽くされるものである。

よって，新規制基準の合理性の有無を判断することが取締役の善管注意義務及び忠実義務の内容となるものではない。

また，本件訴訟は，会社法に基づく取締役の違法行為差止訴訟であることから，新規制基準の対象となっていない武力攻撃や発電所外の災害対策等に関する事項も争点たり得ない（これらは，原子力発電所を設置，運転する事業者ではなく，主に国や地方公共団体において対策が講じられるものである。）。

以上に述べたとおり，補助参加人の財産に「回復することができない損害」を生じさせるような「特段の事情」があるとは認められ

ない。

4 原告らのその他の主張について

(1) 令和6年能登半島地震について

原告らは、令和6年2月26日付け第35ないし第37準備書面において、令和6年能登半島地震（同年1月1日発生）についても主張するようである。

しかし、同年2月26日付け被告ら及び補助参加人上申書で述べたとおり、同地震において、本件原子力発電所は、1号機及び2号機とも、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に問題は生じていない。

また、本件原子力発電所に設置しているモニタリングポストの数値に変化はなく、外部への放射能の影響もない。

そして、被告ら及び補助参加人は、同地震において、原子力規制委員会への報告を行うなど関係法令を遵守しており、被告らの善管注意義務及び忠実義務は尽くされている⁷。

この点、岸田文雄・内閣総理大臣も、同年2月2日の参議院本会議において、「原子力規制委員会において、志賀原発については原子力施設の安全機能に異常はなく、その他の原発についても安全確保に影響のある問題は生じていない、このようにされたと承知をしております。」と述べている⁸。

⁷ 例えば、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則3条に基づく報告 (https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku_new/220000107_01.html)。

⁸ <https://kokkai.ndl.go.jp/txt/121315254X00420240202/14>

岸田総理大臣は、あわせて、「志賀原発及び柏崎刈羽原発の立地地域においては、既に自然災害と原子力災害との複合災害を想定し、地震と原子力災害が同時に発生した際には、まずは地震に対する安全確保を優先するという防災基本計画の考え方も踏まえながら、緊急時対応の取りまとめに向けて取り組んでいるところであり、今般の地震で得られた教訓をしっかりと踏まえて取りまとめを行ってまいります。」として、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、志賀地域の緊急時対応の取りまとめを行っていく旨述べている（緊急時対応の位置付けは、令和4年2月28日付け被告

今後、被告ら及び補助参加人は、同地震の知見も適切に反映し、新規制基準適合性確認審査を受けることとしており、同審査に的確に対応することにより、被告らの善管注意義務及び忠実義務は尽くされることとなる⁹。

本件訴訟は、人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟ではなく、会社法に基づく取締役の違法行為差止訴訟であるところ、上記のとおり被告ら及び補助参加人が同地震に適切に対応し、今後も同地震の知見を反映した新規制基準適合性確認審査に適切に対応する以上、同地震の発生をもって被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」があるかのように述べる原告らの主張は、何ら理由がなく、また、補助参加人の財産に「回復することができない損害が生ずるおそれ」があるとも認められない。

(2) 安全対策費用等について

その他、原告らは、訴状第2の2(2)以下及び第3の3以下において、「高レベル放射性廃棄物の処分費用」、「回収の見通しが立たない膨大なコスト」等として、本件原子力発電所における重大事故発生防止のための安全対策や使用済燃料の保管・処理等に多額の費用を要するとして、被告らに「法令若しくは定款に違反する行為」が

ら及び補助参加人準備書面(7)12頁参照)。

⁹ 令和6年1月10日の令和5年度第57回原子力規制委員会において、原子力規制庁からは、「志賀原子力発電所に関して、原子炉の止める・冷やす・閉じ込めるの機能、そして、使用済燃料の冷却の状態には異常がないといったことを確認できました。」(議事録3頁)、「志賀原子力発電所については、新規制基準適合性の審査の途中でございますので、その審査においては、今回の地震に関する知見の反映内容についても確認していく方針とさせていただきたいと思っております。」(同8頁)との報告がなされている (<https://www.nra.go.jp/data/000465631.pdf>)。

また、山中委員長は、同日の記者会見において、「今、地震・津波関係の審査を先行して、志賀のサイトでは行っておりますので、今できる審査と新知見を反映して評価をしなければならない。審査については、当然並行できる部分についてはだから並行すると思えますけれども、新知見が確定するまで、やはり相当な年数がかかるだろうなというふうに予想しております。」として、新たな知見も踏まえて慎重に審査する旨述べている (<https://www.nra.go.jp/data/000465434.pdf#page=17>)。

ある、あるいは補助参加人の財産に「回復することができない損害」が発生するなど主張するようである。

しかし、被告ら及び補助参加人は、会計基準等に従い適切に費用を計上しており（会社法431条。有価証券報告書や計算書類等は、資格を有する独立した監査人により、いずれも適正なものと認められている。）、何ら「法令若しくは定款に違反する行為」はない。

また、安全対策や使用済燃料の保管・処理等に要する費用は、法令により義務付けられているものであり¹⁰、発電費用に適正に算入されるものであるから、かかる費用の支出がただちに補助参加人の「回復することができない損害」であるかのような原告らの主張は、論理の飛躍がある。

そもそも、原告らのいう「コスト」とは、つまるところ、水力・火力・原子力・太陽光・風力といった各電源について、どの電源にどの程度投資することが妥当かという経営方針の妥当性の問題であり、経済活動の自由、私的自治の原則の下において、株式会社の経営方針の妥当性の問題は、株主総会における決議や、株主により経営判断を負託された取締役の裁量に委ねられるべき問題である¹¹。

5 結語

前記1でも述べたとおり、会社法360条に基づく株主差止訴訟

¹⁰ 安全対策については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律43の3の14において、発電用原子炉設置者は発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持することが義務付けられている。

また、使用済燃料の処理等については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律や特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律において、発電用原子炉設置者に必要な対応が義務付けられている。

¹¹ 「少数派株主を保護するために、会社法は、多数決の原理に限界を設け、さらにはそれを修正し、あるいは株主に監督是正権等を与えている。ただ、監督是正権等を広範に認めると、資本多数決および取締役会の権限強化により会社運営の効率化を図った趣旨が没却され、また総会等による濫用的行使のおそれもあるため、とりわけ、公開会社では、権利行使の条件が制限されている。」（弥永真生『リーガルマインド会社法〔第15版〕』[有斐閣・2021] 143頁）

は、取締役が「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある」こと、「当該行為によって当該株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある」ことという厳格な2要件を満たす場合に限り、株主全体の利益が害されることを防ぐために認められるものである。

この点、株式会社の経営方針が妥当でないと考える株主は、他の株主を説得するなどにより、株主総会において多数派を形成することにより経営方針を変更させることができるほか¹²、補助参加人のような上場会社であれば、市場での株式売却により、容易にリスクを回避することができる¹³。

しかるに、本件原告らは、自らが提出した「志賀原子力発電所の廃炉措置」等の株主提案が、補助参加人の定時株主総会において、平成26年以降、毎年いずれも圧倒的大差により否決されているにもかかわらず、「本店所在地である富山地裁で提訴するインパクトは大きく、富山県内での運動の拡大を図れる」、「富山訴訟に踏み込むことによる運動の拡大強化」（乙5の2頁）などとして、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の維持、拡大

¹² 「平成23年及び平成25ないし27年に開催された補助参加人の各株主総会において、定款記載の目的から自転車事業を削除することを求める株主提案がされたが、いずれも否決されているところ、同事実によれば、株主の多数は自転車部門の存続を否定していなかったことが認められるから、被告取締役らが自転車事業部門を存続するという経営判断は、株主の多数の意思に沿うものといえる。以上によれば、その他の原告の主張するところを考慮しても、被告取締役らによる自転車事業部門を存続させた経営判断に不合理な点があったとはいえず、被告取締役らに善管注意義務違反は認められないから、被告取締役らは、（引用者注：会社）法423条1項の責任を負うものではない。」（名古屋地裁平成29年2月10日判決：金融・商事判例1525号50頁（確定））

¹³ 「株主は保有する株式を自由に他人に譲渡できるのが原則である。株主のリスクは有限責任によって限定されるが、株式を自由に譲渡できることもリスクの限定にとって重要である。株主は、経営者ではない場合には、経営手腕を用いて投下資本に対する危険の回避をすることができないうえ、払戻しを伴う退社制度がないから、そのような形では投下資本に対するリスクを限定することができない。したがって、株式譲渡による投下資本の回収を保障する必要がある。」（弥永・前掲書44頁）

を図るため¹⁴、会社法に基づく株主差止訴訟の名を借りてこれを蒸し返し、各株主総会決議に反する行為を被告ら取締役に行わせようとするものにほかならず、本件訴訟は会社法360条の趣旨を逸脱するものである^{15 16}。

また、会社法360条に基づく差止請求の長期化は、被告ら取締役に応訴負担を強いるのみならず、会社及びこれと取引する第三者の法的立場を不安定にするものであり、この点からも本件訴訟は同条の趣旨を逸脱するものである（令和2年10月1日付け「訴訟進行に関する意見書」参照）。

¹⁴ 「裁判で原発を止めるという目標に向けて『さらなる一手も必要ではないか』、そんな思いからこの一年間、弁護団とともに議論を重ねてきました。金沢地裁が（引用者注：人格権に基づく本件原子力発電所の運転差止訴訟の）審理を先延ばしするなら、他の裁判所でも同じような差止訴訟を提訴し、異なる裁判体の判断を仰ぐという手もあります。3.11後の原発訴訟はいわゆる原発現地だけではなく近隣の都道府県や都市部にも拡散しており、選択肢の一つでした。そんな中、弁護団から新たに提起されたのが会社法360条を根拠とした株主による差止訴訟を富山地裁で起こすという案です。（略）この新しい訴訟（富山訴訟）は志賀原発の廃炉を目指すという点で現在の差止訴訟（金沢訴訟）と目的を共有しています。（略）北電本店所在地である富山地裁で提訴するインパクトは大きく、富山県内での運動の拡大を図れる（略）といった点が新訴訟の運動的な意義として考えられます。（略）今年の原告団総会では富山訴訟に踏み込むことによる運動の拡大強化の方針について、組織や財政面も含め原告・サポーターのみなさんに提案し、ご議論いただきたいと思います。金沢、富山の両訴訟が相乗効果を発揮する新しい裁判闘争のステージに踏み出せますよう、みなさまのご理解とさらなるご支援をお願いします。」（乙5：『志賀原発を廃炉に！原告団ニュース第23号』1, 2頁）

¹⁵ 「原発反対運動には、それなりの意味が認められるにしても、その手段として、商法が規定している取締役の違法行為の差止請求権を利用することは、やはり権利の濫用といわざるをえない。理屈を何とつけても同様である。商法二七二条（引用者注：現・会社法360条）は、元来、このような場合を予定していないのであり、同条の趣旨に反することは明らかである。」（新谷勝『会社仮処分』[中央経済社・1992] 232頁）

¹⁶ 「原子力発電所の運転差止訴訟は色々な裁判所で提起されていますけれども、それらはほぼ例外なく付近住民が人格権侵害に基づく妨害排除あるいは妨害予防請求権を本案として差止めの仮処分を求めるといった形を採っています。このような訴え方の方が紛争の本質には沿っているように思います。差止めを認めるかどうかはともかく、付近住民による差止めの方が紛争の本質には沿った問題の提起の仕方であり、筋としては望ましいとは思いますが。会社法上の違法行為差止請求権の行使は、人格権に基づく差止請求権という枠組みが確立するまでの仮のものとも言うべき性格だったように思われます。」（藤田友敬・講演「原子力損害と会社法」2017年5月19日・<http://www.jeli.gr.jp/img/file8.pdf#page=4>）

この点、原告らは、令和5年3月16日付け「原告らの立証計画概要」別紙において、証人尋問や文書提出命令に言及するが、本件訴訟においては、「裁判所の見解」に示された判断枠組みに基づく双方の主張、立証は十分に尽くされており、「裁判をするのに熟した」（民事訴訟法243条1項）ことは明らかである。

したがって、本件請求はいずれも速やかに棄却されるべきである。

以上